

旭市保有個人情報の開示の方法

令和5年3月29日
市長 決定

本市における個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第1項の規定による保有個人情報の開示の方法は、下記のとおりとする。

記

第1 文書又は図画に記録されている保有個人情報の開示の方法

開示する保有個人情報が文書又は図画に記録されている場合には、次に掲げるいずれかの方法により開示の実施を行う。

- (1) 当該文書又は図画の閲覧
- (2) 当該文書又は図画を複写機によりA3判以下の大きさの用紙（以下「用紙」という。）に複写したものの交付
- (3) 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

第2 電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示の方法

開示する保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合には、次に掲げるいずれかの方法により開示の実施を行う。

- (1) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの交付
- (3) 電磁的記録の性質上、(1)及び(2)に掲げる方法により難しい場合は、市が保有する機器により再生したものの閲覧又は視聴による方法

第3 その他

第1及び第2に定める方法により難しい場合の開示の方法は、当該開示の都度、各実施機関の長が定める。

附 則

この決定は、令和5年4月1日から施行する。